

**賃金等の変動に対する工事請負契約書第 2 4 条第 6 項
(インフレスライド条項) の実施のお知らせ**

国では、「平成 2 6 年度 2 月から適用する公共工事設計労務単価」(以下「新労務単価」という。)を決定・公表しました。東京都では、平成 2 5 年度公共工事設計労務単価と比べて、約 7.3%上昇しています。

さらに、国では、新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、予定価格への新労務単価の早期適用と、一定の既契約の工事については、インフレスライド条項を適用し、新労務単価を反映するよう、各自治体に対し要請しています。

練馬区においては、この要請を踏まえ、一定の既契約工事についても新労務単価に対応することとしました。

平成 2 6 年 2 月 1 日が工期内にあり、かつ残工期が 2 か月以上ある工事を対象に、2 5 年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、インフレスライド条項(工事請負契約書第 2 4 条第 6 項)を実施することとしたので、お知らせします。

なお、対象工事および手続き方法は、後日お知らせします。

賃金水準の変動により契約金額が変更された場合は、下請企業との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準引上げ等について一層の対応するようお願いいたします。